

第245回

広島県都市計画審議会

と き 令和2年9月3日(木)
ところ 広島県庁北館2階第1会議室

土木建築局

第245回広島県都市計画審議会

議案

第1～2号議案

目 次

議案 番号	市 町	付 議 事 項	決定 権者	摘 要	頁
1	呉市	広島圏都市計画道路の変更について	県	本通阿賀線	1
2	東広島市	東広島都市計画道路の変更について	県	中島杵原線	19

第1号議案

広島圏都市計画道路の変更について

(広島県決定)

都 計 第 4 6 0 号
令 和 2 年 9 月 3 日

広島県都市計画審議会会長様

広 島 県 知 事
〔 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕
都 市 計 画 課

広島圏都市計画道路の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定によって、貴会の意見を求めます。

広島圏都市計画道路 3・4・937号 本通阿賀線

広島圏都市計画道路の変更（広島県決定）

都市計画道路中 3・3・937 号本通阿賀線を 3・4・937 号本通阿賀線に名称を改め、次のように変更する。

種類	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・937	本通阿賀線	呉市本通六丁目	呉市阿賀中央六丁目	呉市阿賀中央一丁目	約 2,990m		4車線	20m		
	構造形式の内訳		呉市長迫町	呉市阿賀中央一丁目	—	約 1,710m	地下式	/	20m		
						約 1,280m	地表式		22m ~ 29m	幹線街路本通二方線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由 書

3・4・937号本通阿賀線

1 施設の概要

呉市では、平成23年に策定した呉市長期総合計画において、基本構想に「都市機能の強化・充実」を掲げ、市沿岸部をものづくり産業と都市機能が集積するゾーンとして位置付け、交通体系の機能を高め都市機能の強化・充実を図ることとしている。また、平成29年に策定した呉市都市計画マスタープランにおいて、中央地域・阿賀地域のまちづくりの方針のなかで、道路については休山新道の4車線化整備と国道185号の機能強化を促進し、広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築を図ることとしている。

本通阿賀線は、昭和21年に戦災復興都市計画に位置付けられ、呉市の中央地域と阿賀地域を結ぶ延長約2,520m、幅員10mの補助幹線街路として都市計画決定された。その後、昭和51年の名称変更を経て、昭和62年に国道185号の将来交通需要の円滑な処理、生活の利便性の向上、沿道の良好な市街地形成を図るため、延長約2,990m、幅員22mに変更され、現在に至っている。

本路線の計画延長約2,990mのうち、トンネル区間約1,710mについて先行して整備が進められ、平成14年3月に上り線、平成31年3月に下り線の供用が開始されている。

2 変更の理由

今回の変更は、脆弱な地盤が判明した長迫側トンネル坑口位置を見直したこと、道路構造令の改正により自転車歩行者道の幅員を2mから4mに見直したこと、防犯上の観点から自然監視性を高めるため自転車歩行者道を上り線へ集約したこと、またこれらの見直しにより既成市街地への影響を最小限に留めるため道路法線を見直したことによる都市計画道路区域の変更を行うとともに、事業完了区間の区域整正を行うものである。

あわせて、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。

新

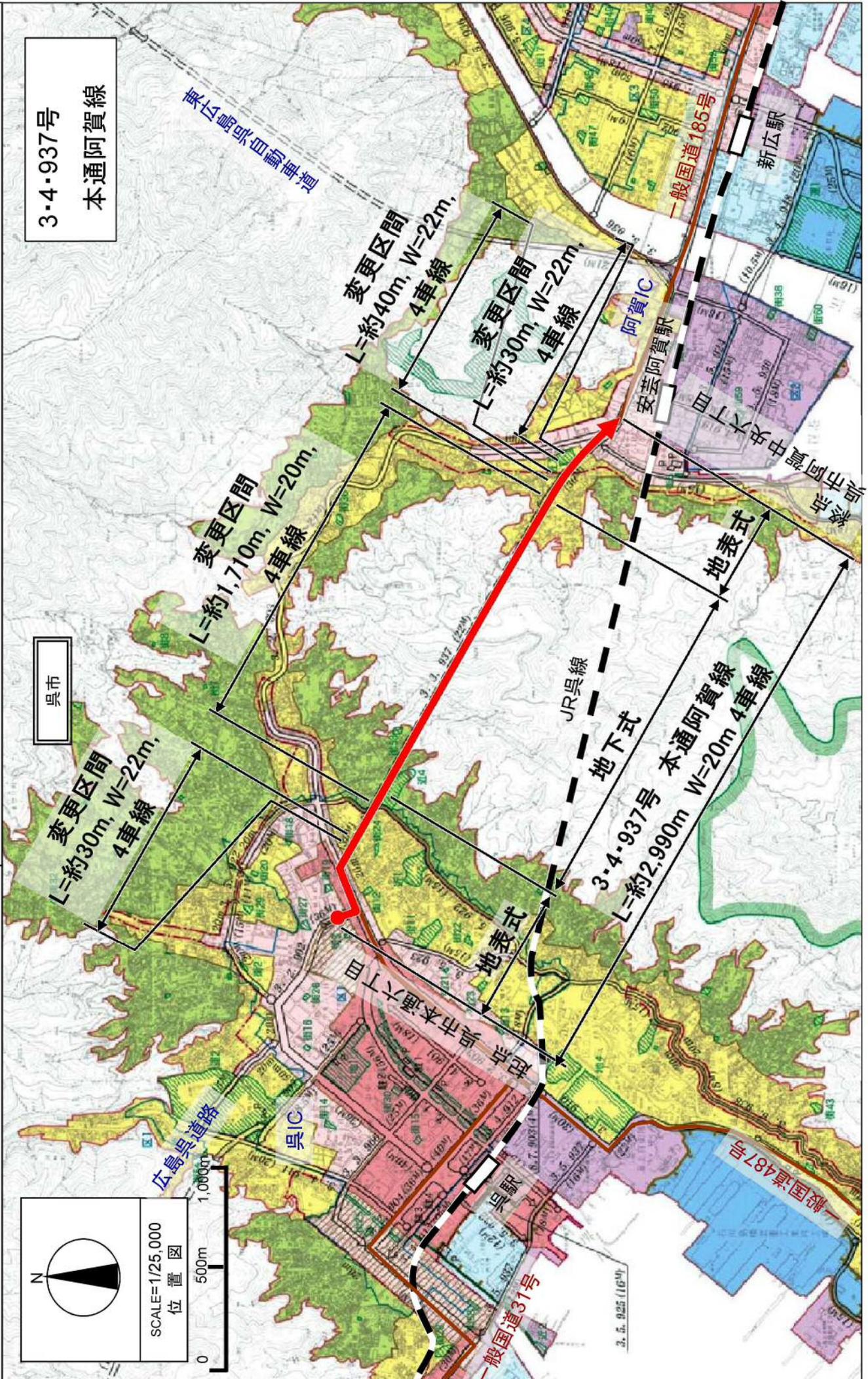
3・4・937号 本通阿賀線

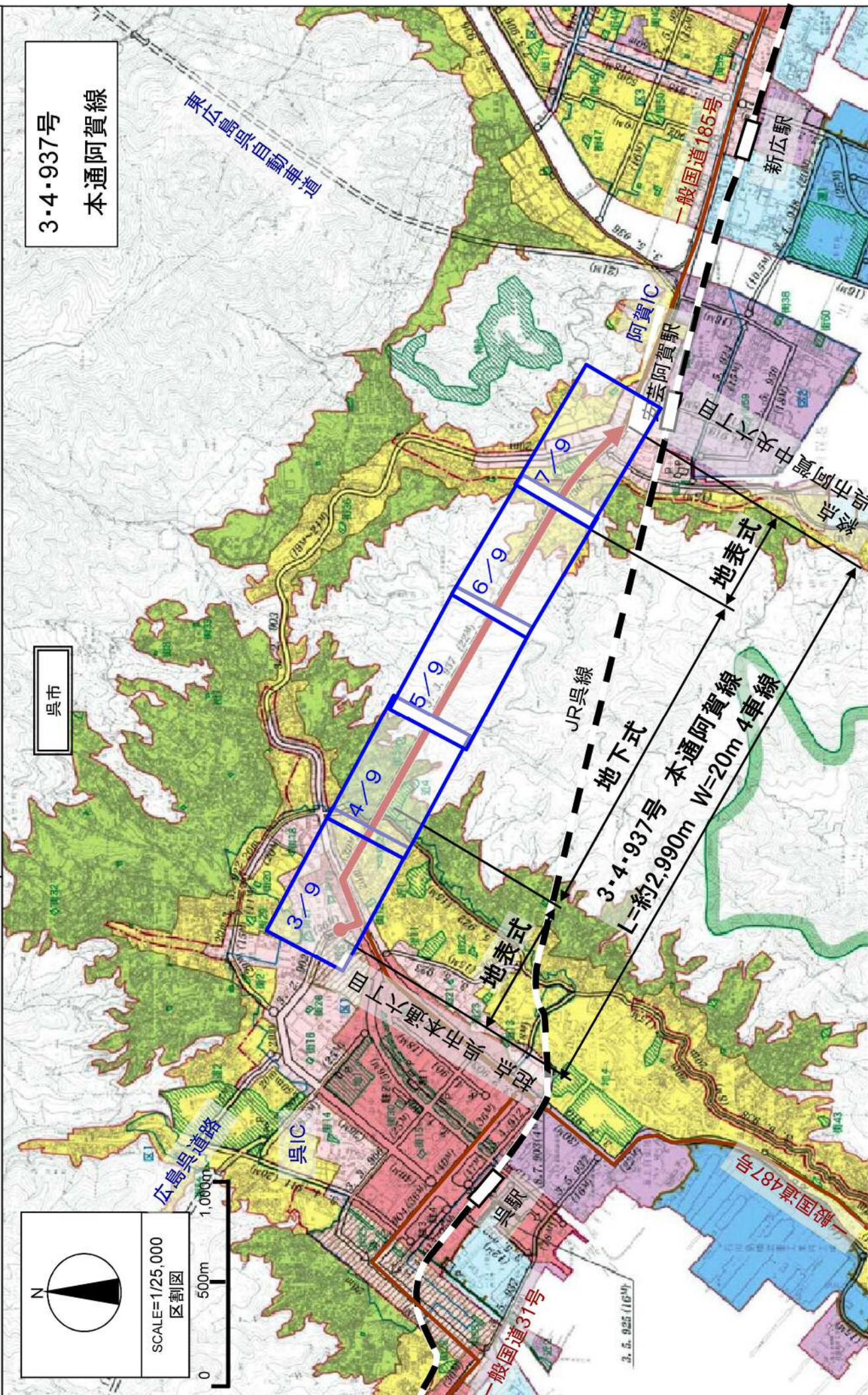
種類	名称		位置		区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点		主たる用地	延長	構造形式		車線の数
幹線	3・4・937	本通阿賀線	呉市本通六丁目	呉市阿賀中央六丁目	約 2,600m	約 20m		4車線	20m	
			呉市段町	呉市阿賀中央一丁目	約 1,700m	20m	地下式			
	呉市段町	呉市阿賀中央一丁目	約 1,200m	20m ~ 20m	地下式				呉市本通二方線と立木交差2箇所 呉市段町と平田交差4箇所	

旧

3・3・937号 本通阿賀線

種類	名称		位置		区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点		主たる用地	延長	構造形式		車線の数
幹線	3・3・937	本通阿賀線	呉市本通六丁目	呉市阿賀中央六丁目	約 2,600m	22m		—	22m	
			呉市段町	呉市阿賀中央一丁目	約 1,600m	22m	地下式			
	呉市段町	呉市阿賀中央一丁目	約 1,320m	9m ~ 30m	地下式				呉市段町と立木交差2箇所 呉市阿賀中央一丁目と平田交差4箇所	







SCALE=1/2,500
新旧対照図



変更区間
L=約30m
W=22m
4車線

変更区間
L=約1,710m
W=20m
4車線

地表式

地下式

3・4・937号
本通阿賀線

凡 例

追加区域



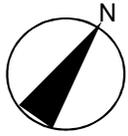
削除区域



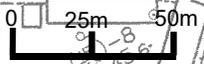
現計画どおり



二二



SCALE=1/2,500
新旧対照図



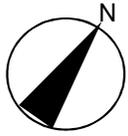
3・4・937号
本通阿賀線

変更区間 L=約1,710m W=20m 4車線

地下式

-12-

凡 例	
追加区域	
削除区域	
現計画どおり	



SCALE=1/2,500
新旧対照図

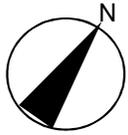


3・4・937号
本通阿賀線

変更区間 L=約1,710m W=20m 4車線

-13-

凡 例	
追加区域	
削除区域	
現計画どおり	



SCALE=1/2,500
新旧対照図



3・4・937号
本通阿賀線

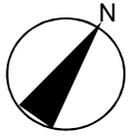
変更区間 L=約1,710m W=20m 4車線

地下式 地表式

1-1

凡 例	
追加区域	
削除区域	
現計画どおり	

変更区間
L=約40m
W=22m
4車線

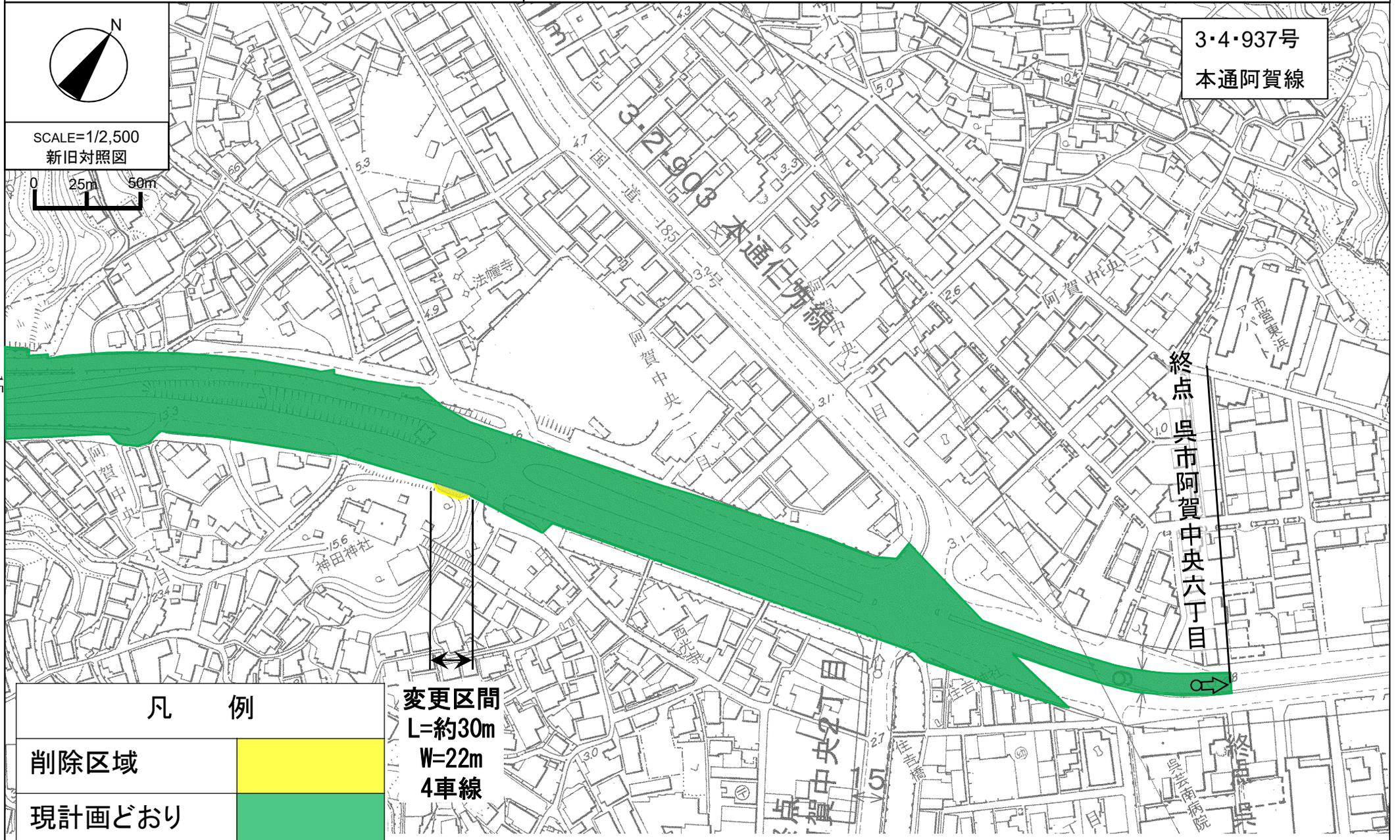


SCALE=1/2,500
新旧対照図



3・4・937号
本通阿賀線

-15-



終点 呉市阿賀中央六丁目

凡 例

削除区域



現計画どおり



変更区間

L=約30m

W=22m

4車線



標準断面図

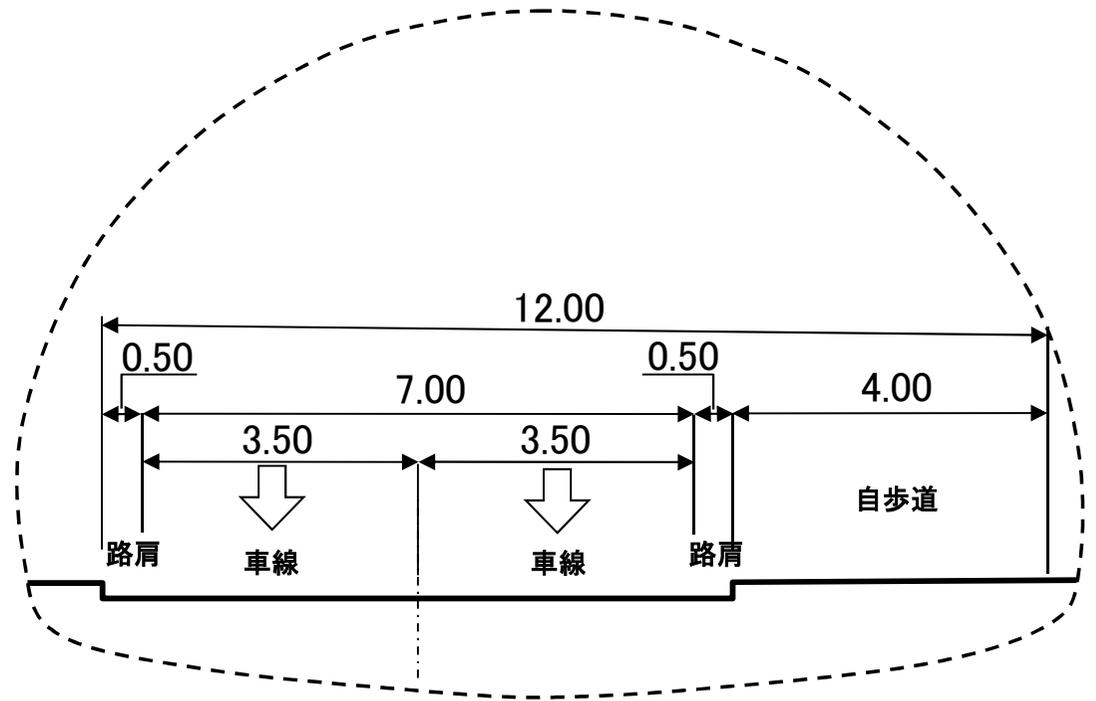
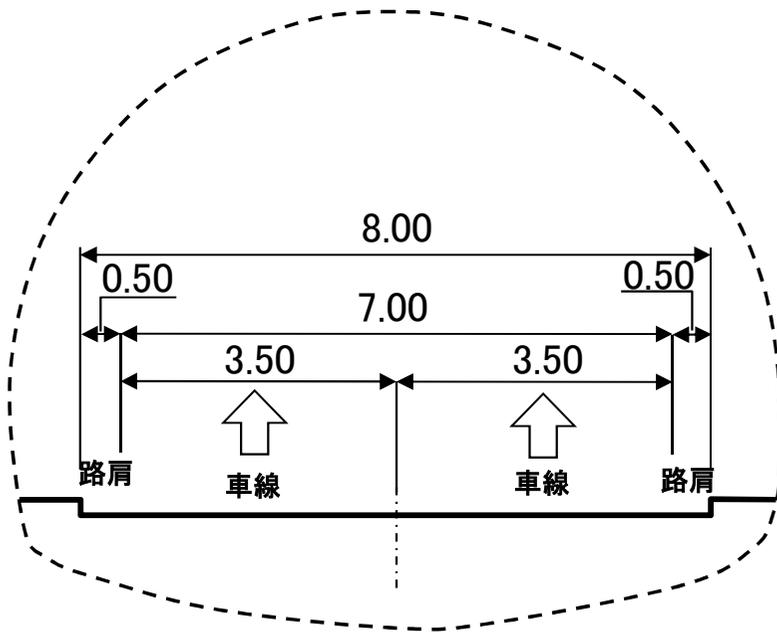
3・4・937号 本通阿賀線

変更区間(トンネル部)

[単位:m 縮尺S=1/100]

下り線

上り線

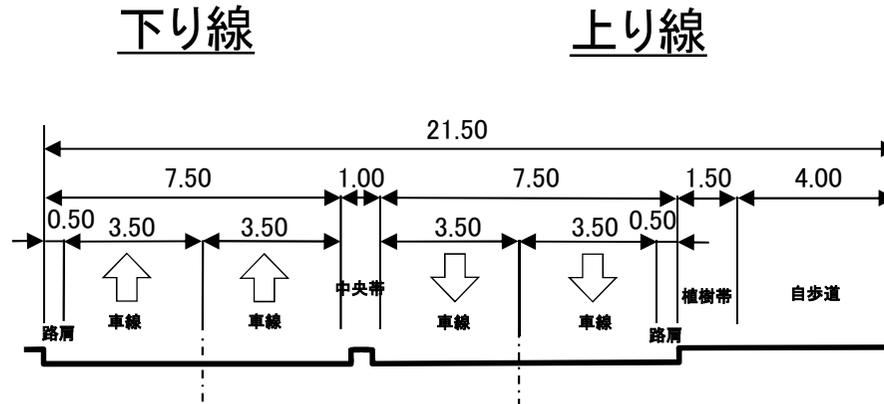


標準断面図

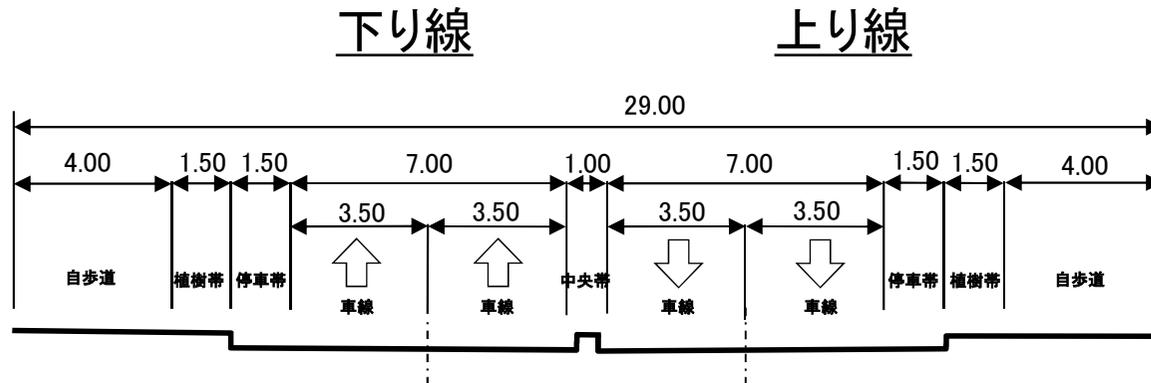
変更区間(明かり部(長迫側・阿賀側))

3・4・937号 本通阿賀線

[単位:m 縮尺S=1/200]



一般部(阿賀側)



第2号議案

東広島都市計画道路の変更について

(広島県決定)

都 計 第 1 7 7 号
令 和 2 年 9 月 3 日

広島県都市計画審議会会長様

広 島 県 知 事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都 市 計 画 課

東広島都市計画道路の変更について（諮問）

このことについて，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定によって，貴会の意見を求めます。

東広島都市計画道路 3・3・20号 中島杵原線

東広島都市計画道路の変更（広島県決定）

都市計画道路中 3・3・20 号中島杵原線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線	3・3・20	中島杵原線	東広島市高屋町中島	東広島市高屋町杵原	東広島市高屋町杵原	約 2,170m	地表式	2 車線	22m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
街路	その他		なお、東広島市高屋町中島地内に西高屋駅前広場を設ける。							面積 約 4,200 m ²	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由 書

3・3・20号中島杵原線

1 施設の概要

都市計画道路中島杵原線は、賀茂学園都市建設事業の一つとして進められた東広島ニュータウン等の計画に併せて、西高屋駅周辺における交通の円滑化や交通結節点機能の向上を図ることを目的に、西高屋駅の駅前広場を含めた形状で昭和61年に都市計画決定した幹線街路である。

東広島市の都市づくりは、第四次東広島市総合計画後期基本計画のまちづくり大綱に「環境と調和した生活しやすいまち」を掲げ、まちづくりの目標として道路ネットワークの形成や公共交通システムの充実を図ることにより、誰もが移動しやすく、それぞれのライフスタイルに応じていきいきと安心して暮らせるまちを目指すこととしている。施策の方向としては、公共交通利用者の利便性を向上するため、交通結節点の整備及び強化を推進することとしている。

また、第2次東広島市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本方針として「人と地域の交流を育むネットワークづくり」を掲げ、円滑な移動の確保に必要な道路及び公共交通によるネットワークの充実を図ることとしている。地域別構想（高屋地域）における都市施設の整備方針としては、西高屋駅における駅機能及び利便性の向上につながる施設の整備・充実を推進することとしている。

中島杵原線は、現在、本線部においては全線を完成形として供用を行っているが、駅前広場においては、西高屋駅前土地区画整理事業の事業計画に基づいた形状で都市計画決定が行われ、都市計画決定後に当該事業が実施困難となったことから、暫定的な形状で供用を行っている。

2 変更の理由

西高屋駅の駅前広場は、当初、土地区画整理事業により駅舎の移転と合わせて整備を行う計画であった。しかし、土地区画整理事業の実施困難に伴い、駅前広場のみを先行して整備を行ったことから、現在の駅前広場は駅舎と離れており、また、暫定形であることから駅前広場として十分な機能を備えていないため、交通結節点としての機能に支障をきたしている。

この度、西高屋駅の再編計画（駅舎の橋上化、自由通路・南側駅前広場の設置）の具体的な整備方針が決定したことから、交通結節点機能の向上及び良好な道路ネットワークの形成を図るため、駅前広場の形状変更及び起点の位置を県道東広島本郷忠海線との交差点に位置付け、必要な区域の変更を行う。

また、住居表示の変更に伴う位置の変更を行い、併せて、新たに車線の数を決定する。

新 旧 対 照 表

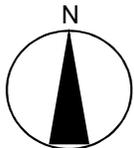
3・3・20号中島杵原線

新

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線	3・3・20	中島杵原線	東広島市高屋町中島	東広島市高屋町杵原	東広島市高屋町杵原	約2.170m	地表式	2車線	22m	幹線街路と平面交差3箇所	
街路	その他		なお、東広島市高屋町中島地内に西高屋駅前広場を設ける。							面積約4,200㎡	

旧

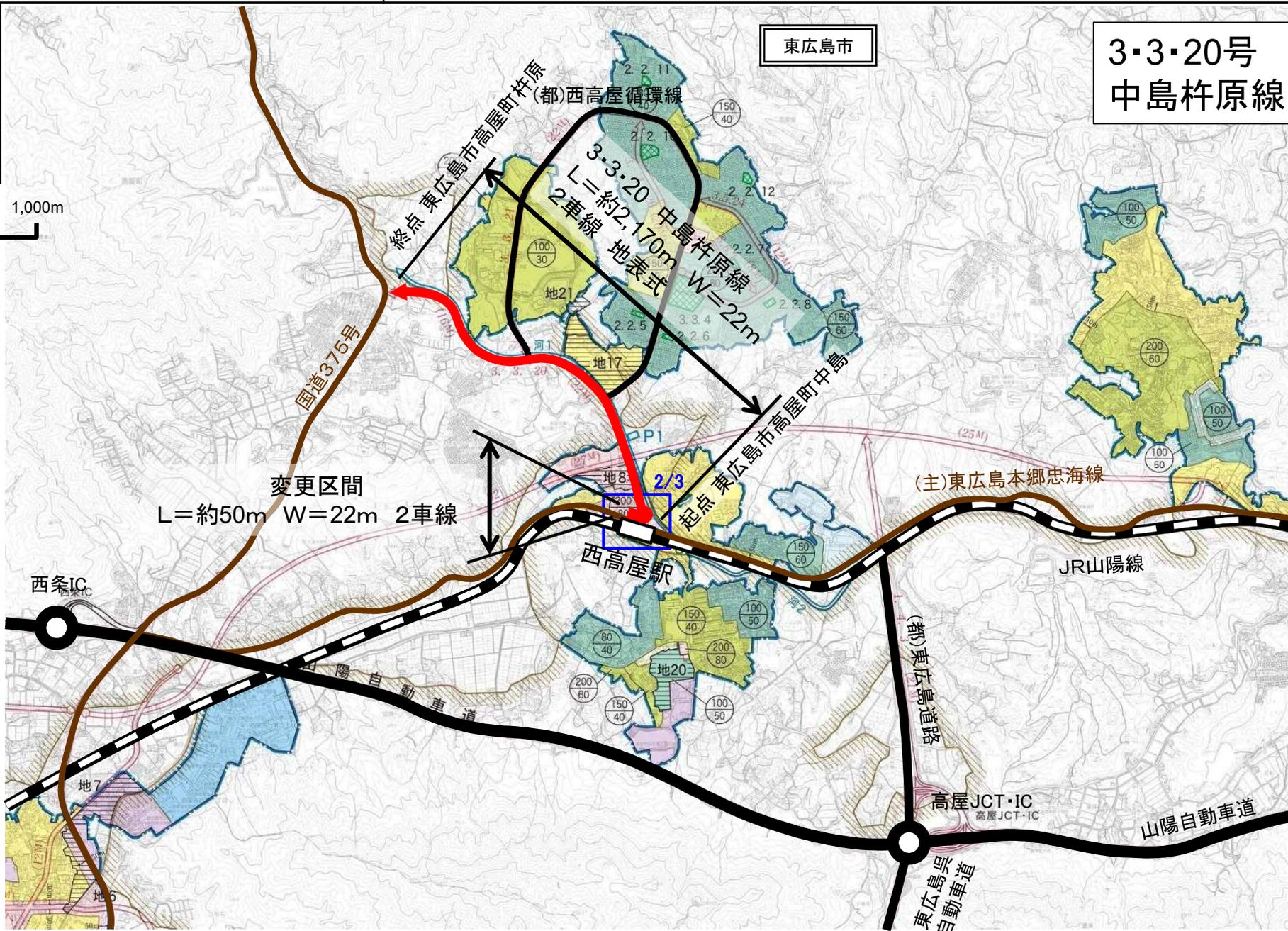
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線	3・3・20	中島杵原線	東広島市高屋町大字中島	東広島市高屋町大字杵原	東広島市高屋町大字杵原	約2.120m	地表式	—	22m	幹線街路と平面交差2ヶ所	
街路	その他		なお、東広島市高屋町大字中島地内に西高屋駅前広場を設ける。							面積約4,700㎡	

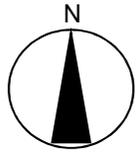


SCALE=1/25,000
位置図

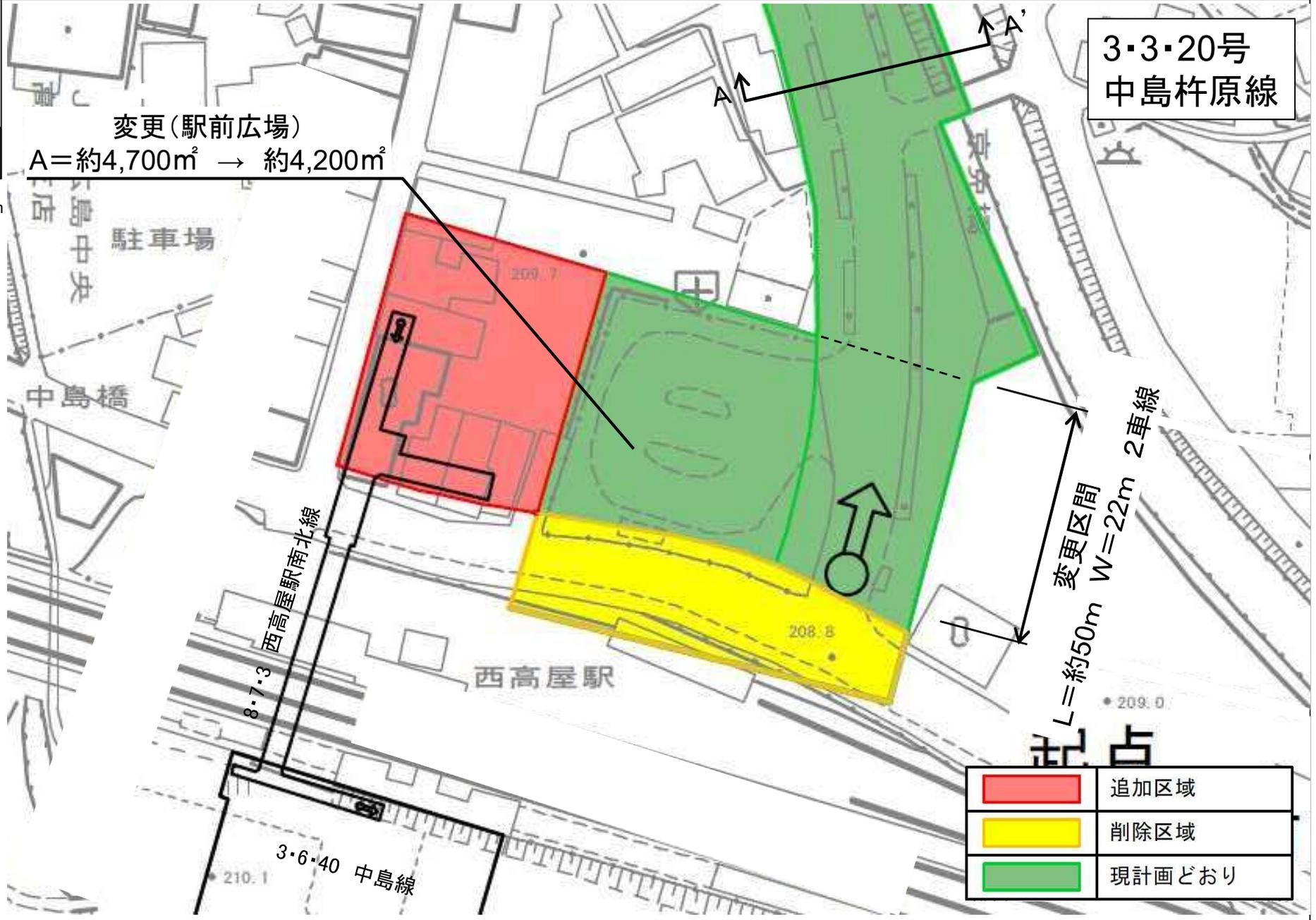


3・3・20号
中島杵原線





SCALE=1/1,000
新旧対照図



標準断面図

3・3・20号
中島杵原線

[単位:m 縮尺S=1/100]

一般部(A-A'断面)

